

同岩佐恵美君紹介(第四九四三三三三)
同浦井洋君紹介(第四九四四四四四)
同小沢和秋君紹介(第四九四四四五五)
同寺前巖君紹介(第四九四四六六六)
同東中光雄君紹介(第四九四四七七七)
同藤田スミ君紹介(第四九四四八八八)
同藤原ひろ子君紹介(第四九四四九九九)
同村上弘君紹介(第四九五〇〇〇)
同四ツ谷光子君紹介(第四九五〇一一)
同正森成二君紹介(第五一一一五五)
医療労働者の増員、看護婦制度の廃止等に関する請願(浦井洋君紹介)(第四九五二二二)
同(佐藤君紹介)(第五一一一六六)
労働行政確立に関する請願(永井孝信君紹介)(第四九五三三三)
ハイヤー、タクシー等運転者の労働条件改善等に関する請願(金子みつ君紹介)(第四九五四四四)
国民健康保険における傷病手当、出産手当の実施等に関する請願(小林政子君紹介)(第四九五五五五)
同四ツ谷光子君紹介(第四九五六六六)
同(渡辺貢君紹介)(第四九五七七七)
老人医療の有料化反対、高齢者の総合的医療・保健制度確立に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第四九五八八八)
同(浦井洋君紹介)(第四九五九九九)
同小沢和秋君紹介(第四九六〇〇)
同大橋敏雄君紹介(第四九六一一一)
同沖本泰幸君紹介(第四九六二二二)
同佐藤樹君紹介(第四九六三三三)
同佐藤敬治君紹介(第四九六四四四)
同(沢田広君紹介)(第四九六五五五)
同(島田琢郎君紹介)(第四九六六六六)
同(嶋崎護君紹介)(第四九六七七七)
同(清水勇君紹介)(第四九六八八八)
同(城地豊司君紹介)(第四九六九九九)
同(新村勝雄君紹介)(第四九七〇〇)
同(新盛辰雄君紹介)(第四九七一一一)
同(関晴正君紹介)(第四九七二二二)

同(田口一男君紹介)(第四九七三三三)
同(田中恒利君紹介)(第四九七四四四)
同(高沢寅男君紹介)(第四九七五五五)
同(竹内猛君紹介)(第四九七六六六)
同(辻第一君紹介)(第四九七七七七)
同(藤田スミ君紹介)(第四九七八八八)
同(藤原ひろ子君紹介)(第四九七九九九)
同(松本善明君紹介)(第四九八〇〇〇)
同(三谷秀治君紹介)(第四九八一一一)
同(渡辺貢君紹介)(第四九八二二二)
同(佐藤君紹介)(第五一二六六六)
同(田中昭二君紹介)(第五一二七七七)
同(玉城栄一君紹介)(第五一二八八八)
同(吉浦忠治君紹介)(第五一二九九九)
廃棄物の処理に関する請願(中村正雄君紹介)(第四九八三三三)
同(春田重昭君紹介)(第五一二三三三)
同(湯川宏君紹介)(第五一二三三三)
身体障害者福祉法の対象範囲拡大等に関する請願(石原健太郎君紹介)(第五〇九六六六)
同(今井勇君紹介)(第五〇九七七七)
同(塩田晋君紹介)(第五〇九八八八)
同(田川誠一君紹介)(第五〇九九九九)
同(戸井田三郎君紹介)(第五一〇〇〇〇)
同(船田元君紹介)(第五一〇〇一一一)
同(米沢隆君紹介)(第五一〇一二二二)
民間保育事業振興に関する請願(阿部文男君紹介)(第五一〇三三三)
寡婦福祉法の制定に関する請願(阿部文男君紹介)(第五一〇九九九)
重度戦傷病者及び家族の援護に関する請願(今井勇君紹介)(第五一一七七七)
同(海部俊樹君紹介)(第五一一八八八)
同(熊川次男君紹介)(第五一一九九九)
同(河本敏夫君紹介)(第五一二〇〇〇)
同(玉城栄一君紹介)(第五一二一一一)
同(鳩山邦夫君紹介)(第五一二二二二)
同外三件(吹田悦君紹介)(第五一二三三三)
同(堀之内久男君紹介)(第五一二四四四)

同(森清君紹介)(第五一二三三三)
は本委員会に付託された。
同月十八日
国立療養所村松病院を老人慢性疾患地区専門病院として新築整備に関する請願(第五一九九)
及び旅館業の経営安定のため旅館業法改正等に関する請願(第二二四号)は「村山達雄君紹介」を「浜田卓二郎君紹介」にそれぞれ訂正された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申し入れに関する件
社会保険労務士法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第二二二号)
原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二一九号)

山下委員長 これより会議を開きます。

この際、村山新厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。厚生大臣村山達雄君。
○村山國務大臣 このたび園田厚生大臣の後を受けて、厚生大臣に就任いたしました村山達雄でございます。

国民生活全般にかかわり合う厚生行政を急遽担当することになりまして、責任の重大さを痛感している次第でございます。

申すまでもなく、厚生行政は老人、障害者など、社会的、経済的に弱い立場にある人々に温かい手を差し伸べ、活力ある福祉社会を建設する行政でございます。しかし、今後を展望いたしますと、わが国は諸外国に例を見ないテンポで高齢化社会に移行しつつあります。また、厳しい財政条件のもとで長期的視点に立つて来るべき社会に適応する社会保障制度を確立することが大きな課題となっております。改めて責任の重大さを痛感する次第でございますが、委員各位の御鞭撻を得ながら国民の福祉の着実な向上を図ってま

いりたいと考えております。
何とぞ絶大なる御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。あいさつにかえさせていただきます。(拍手)

○山下委員長 参議院提出、社会保険労務士法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。参議院社会労働委員長片山基市君。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○片山(基)参議院議員 ただいま議題となりました社会保険労務士法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年におけるわが国の産業、社会事情の急速な変化に伴い国民の労働社会保険制度への関心は一層高まっております。またその重要性は増しつつあります。

さらに、労働社会保険諸法令の整備充実に伴い、その内容も複雑かつ専門的なものとなっております。社会保険労務士の果たす役割りは、量的、質的に著しく拡大されております。

このような実情にかんがみ、昭和五十三年には、それまでの社会保険労務士制度の発展と実績を踏まえて、業務の拡大、充実、法定団体の設立等に関する規定の整備が行われたところであります。

また、その際、衆参両院の社会労働委員会において、できるだけ早い機会に、登録制度への移行措置を講ずる旨の決議がなされたところであります。

その後、全国にわたって法定団体が設立され、社会保険労務士の組織化が進展し、かつ、全国社

会保険労務士会連合会の事務処理能力も著しく向上しております。

社会保険労務士制度の以上のような実情等を考慮すると、業務のより適正な運営に資するためには、懸案の諸点について、この際、制度を整備充実する必要がある、ここに本法律案を提出する次第であります。

以下、本案の内容の概要を申し上げます。

第一に、職責の明確化を図るため、社会保険労務士は、品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で誠実に業務を行わなければならないこととしております。

第二に、社会保険労務士会の会員である社会保険労務士は、すべての申請書等の提出に関する手続を行うことができることとするともに、省令で定める申請書等で他人が作成したものにつき、これを審査した場合、その審査した事項等を書面に記載して申請書等に添付し、または申請書等に付記することができることとする等業務内容の充実を図ることとしております。

第三に、資格要件を整備し、社会保険労務士となるためには、社会保険労務士試験の合格に加えて、二年以上の実務経験を必要とすることとしております。

第四に、現行の免許制を登録制に改め、登録事務は全国社会保険労務士会連合会が行うこととし、所要の登録手続について規定することとしております。

なお、現在すでに免許を受けている者については、経過措置を講ずることとしております。

第五に、社会保険労務士会の会員でない者は、他人の求めに応じ、報酬を得て、申請書等の作成事務及び提出代行事務を業として行うことができないこととしております。

なお、この改正によって税理士、行政書士が法令の定めるところにより行ってきた既往の業務内容に何ら変更を加えるものではないのであります。

以上がこの法律案を提出する理由及びその内容

の概要であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○山下委員長 これにて趣旨説明は終わりました。

○山下委員長 本案に対しては、質疑、討論ともに申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○山下委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○山下委員長 この際、湯川宏君外六名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ及び社会民主連合七派共同提案に係る本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。湯川宏君。

○湯川委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ及び社会民主連合を代表いたします。本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

社会保険労務士制度の現状にかんがみ、次の事項について改善を図るものとする。

一 労働社会保険関係事務の複雑化専門化に対応し、社会保険労務士の業務の充実を図るため、事務代理制度の実施について検討すること。

二 中小企業における労働及び社会保険に関する

事務の改善を図るため、社会保険労務士を活用する方途について検討すること。

三 社会保険労務士制度と行政書士制度との関係については、過去の経緯、実績を踏まえ、両者の業務の円滑な運営が可能になるよう、法改正を含めてできるだけ早い機会にその解決を図ること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

(拍手)

○山下委員長 以上で趣旨説明は終わりました。採決いたします。

湯川宏君外六名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○山下委員長 起立総員。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付すことに決しました。

○山下委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○山下委員長 この際、厚生大臣及び労働政務次官からそれぞれ発言を求められております。順次これを許します。村山厚生大臣。

○村山国務大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、厚生省としてはその趣旨を尊重し、今後とも社会保険労務士制度の一層の適正な運営に努めてまいる所存でございます。

○山下委員長 次に、深谷労働政務次官。

○深谷政府委員 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、労働省としてはその趣旨を尊重し、今後とも社会保険労務士制度の一層の適正な運営に努めてまいる所存であります。

○田口委員 議事進行に関する動議を提出いたします。

先般来、政府提出及び野党六党提出に係る原爆関係二法の審査を進めてきたのでありますが、両案に対する質疑も事実上終結したと考えられます。

つきましては、両案の議事を進めるに当たり、内閣提出案に先立ち、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ及び社会民主連合の六党共同提出に係る原子爆弾被爆者等援護法案を議題とし、その審査を進められんことを望みます。

○山下委員長 田口一男君の動議を採決いたします。

(賛成者起立)

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○山下委員長 起立少数。よって、本動議は否決いたしました。

○山下委員長 内閣提出、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

他に質疑の申し出がありませんので、本案に対する質疑は終局いたしました。

○山下委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。今井勇君。

○今井委員 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に賛

成の意を表するものであります。

原爆被爆者対策につきましては、従来から原爆医療法及び原爆特別措置法に基づき各種の施策が講じられてきたところでありますが、今回の法律改正案は、昨年十二月の原爆被爆者対策基本問題懇談会報告を受けて提出されたものであります。しかも、中身のある改正と評価できるものであります。

その理由として、第一に、今後の対策は、画一に流れることを避け、その必要性を確かめ、障害の実態に即した適切な対策を重点的に実施するよう努めるべきであるという基本懇の意見を取り入れて、原爆による放射線障害につき直接苦しんでいる方々につき特別の配慮を行い、医療特別手当、原子爆弾小頭症手当を創設するとともに、これらの所得制限を撤廃したことであります。このことは、今後の被爆者対策の方向を示唆するものとして高く評価できるものと考えます。

わが党といたしましては、今後とも基本懇の意見に沿って、被害の実態に即応する適切な原爆被爆者対策が講ぜられることを切に希望するものであります。

第二に、ケロイドなどの障害を有する被爆者及び七十歳以上の単身居宅の被爆者のために、保健手当を倍額としたことであります。このことは、必要の原則に即しつつ公平の原則にも適合するきめ細かな対策として評価できるものであります。

第三に、財政難にもかかわらず、健康管理手当を一律に月額一千五百円引き上げることとしているほか、各種手当の額についても相当の引き上げを行うこととしている点であります。このことは原爆被爆者対策の特殊性に着目した政治的配慮として肯定できるものであります。

以上述べましたように、今回の改正案は、被爆者の福祉の向上を図る上においてまことに適切妥当なものであります。わが党といたしましては、この原案に賛意を表するものであります。これをもちまして、私の討論を終わります。

(拍手)

○山下委員長 川本敏美君。

○川本委員 ただいま議題となりました内閣提出に係る原子爆弾被爆者に対する特別措置法の一部改正案並びに日本社会党など野党六党の提案に係る原子爆弾被爆者等援護法案につきまして、日本社会党を代表し、意見を申し述べ討論いたしますと存じます。

これら二つの法案は、いずれも過ぐる大戦の最終的な段階、すなわち昭和二十年八月、広島、長崎においてアメリカ軍によって投下された人類史上最初の原子爆弾による被爆者の対策に関する法律案であります。その立法の基本的な理念については大きな隔たりがありません。

日本社会党など全野党の提案する被爆者援護法案は、原子爆弾という兵器は国際法上禁止されたものであつて、国際法違反の犯罪行為であり、たとえサンフランシスコ平和条約で日本が対米請求権を放棄したものであつても、被爆者に対しては国家補償の精神に基づき、医療の給付、一般疾病医療費、被爆者年金または特別給付金の支給等、必要な措置を講じようとするものであります。これらの措置は政府としても行うことはきわめて当然の責務であると言わねばなりません。またこれは人類史上初めて唯一の被爆国である日本が、世界の平和を守るために、地球上に二度と原爆を許さないために、当然果たすべきものと言わねばなりません。また被爆者やその遺族の悲惨な現状とその心情を思うとき、これまた当然のことであつて、まことに遅きに失する措置と言わねばなりません。

しかるに政府・自民党は、これらの国家責任を放棄し、この原子爆弾被爆者援護法案を政府案よりも先に採決すべしとする私たちのたゞいまの動議を多数の暴力で否決したことは許すことはできません。このことは、広島、長崎の被爆者や遺族はもろろんのこと、世界人類の平和への願いをも踏みこむ冷徹な自民党の政治姿勢を正当化しようという欺瞞的な態度と言わねばなりません。

なぜ、この援護法を先に採決することができないのか。なぜ、自民党がこれを先に採決することがこわいのか。それは正義に反する行為であることとをみずから認めているからでありまして、このような政治姿勢は国民の名において糾弾されなければなりません。(拍手)

さらに政府・与党のかくのごとき態度は、いまだ大きな政治課題となつています。ライシヤワー発言を初めとするわが国の非核三原則との関連を見逃すことはできません。

アメリカのわが国への核兵器の持ち込みに對して言を左右にしていまいかなる姿勢をとり続ける鈴木内閣に對する国民の不安と不信は急速に高まりつつあるわけでありまして、自民党に對する国民の信頼もまた大きく低下させるものであることを指摘し、強く反省を求めるところであります。

(拍手)

いしかしながら、この両法案の審議の過程で園田厚生大臣は、原爆被爆者に対する国家の戦争責任や国家補償の基本理念についても、従来政府のとり続けた態度を大きく前進させ、所得制限の撤廃、特別給付金や弔慰金の支給等について前向き発言をされているわけでありまして、これは大臣がかわられましたも、その継続性において厚生省の責任であることには変わりない。そういう意味においてこれは評価できると存するわけであり

ます。

内閣提出の特別措置法の一部改正案そのものは、基本理念においてもその他の内容においてもきわめて不十分なものであつて、被爆者を初めその二世、三世等平和運動に携わる方々の多年の希望を踏みにじるものであります。小頭症手当の新設や医療特別手当の創設とその所得制限の撤廃等、私たちの年来主張する基本理念に沿った改善部分も評価できると存じますので、政府提出に係る原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部改正案に對しましては、これを改善の策として賛成することを申し添えまして、討論といたします。

以上。(拍手)

○山下委員長 次に、平石磨作太郎君。

○平石委員 私は、公明党・国民会議を代表して、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に對し、賛成の立場から討論を行うものであります。(拍手)

国の戦争による被害としては、原子爆弾がもたらした被害はその規模と悲惨さにおいてわが国においては初めての体験であり、人類史上にも他に例を見ないものであり、日本国民にとりまして、いかに歲月を経ようとも永遠に忘れ得ぬところであります。

わが党は、年来、被爆者の救済、補償のあり方について、被爆者のこうむつた被害の実態に即応した対応が必要であり、また被爆者の特殊性から、その援護施策の強化のためには国家補償による特別な立法措置を講ずべきであることを強く主張してまいりました。遺憾ながら援護法の実現はいまだ見ておりませんが、政府の被爆者対策においてはその内容において逐年改善が行われてきており、今回の当該法案においても、従来からの各種手当額の増額に加え、新たに医療特別手当、原爆小頭症手当の創設があるなど、施策改善への努力がうかがわれ、評価しているところであります。しかし、さらに言えば、当該法案において国家補償の理念の明記、四割の所得制限の撤廃等が強く望まれるところであります。しかしながら、この点につきましては、政府に對し、被爆者の特殊性を勘案し、さらに改善への努力を要請し、今後の課題としたいと思ふものであります。

(拍手)

○山下委員長 次に、米沢隆君。

○米沢委員 私は、民社党・国民連合を代表して、政府提案の原子爆弾被爆者に対する特別措置法の一部を改正する法律案に對し、われわれの所論を述べ、賛成の討論を行うものであります。

わが党は、結党以来、被爆者対策の緊急性にかんがみ、国家補償の精神に基づいた総合的な被爆者保障制度の確立を図るため、原子爆弾被爆者等援護法案を策定し、その実現を目指して、他野党と共同し、数度にわたり援護法案を国会に提出してきたのであります。しかしながら、自民党政府は現行原爆二法をもつて被爆者対策は万全と称し、国家補償の精神に基づく援護法の制定をかたくなに拒否してきたのであります。こうした自民党政府の政治姿勢は、被爆者の悲願を全く理解していないと断ぜざるを得ません。

被爆者は、被爆後三十六年、耐えがたきを耐え、その間に数多くのとうとい生命を失い、また高齢化が進む中で、援護法を見ぬうちは死んでも死に切れないという切実な要求を掲げて、援護法制定を目指す闘いを推進しておられます。

われわれは、この被爆者の悲願を実現するため今後全力を投入する決意であります。しかし、このわれわれの基本路線を貫く方針をとりつつも、今回の政府提案については、特別手当、健康管理手当、保健手当、医療手当、介護手当並びに葬祭料の増額が図られ、また被爆者のニーズがきわめて高かった原子爆弾小頭症手当の新設が行われるなどの改善がなされており、一歩前進したと評価することにやぶさかではありません。したがって、政府は、今後被爆者対策の推進に当たって、これら手当の増額、所得制限の撤廃を図るとともに、被爆者の相談業務の充実、医療施設の整備、家庭奉仕員制度の拡充、さらに被爆による各種影響に関する調査研究などの施策を積極的に拡充すべきであります。

同時に、政府は、昨年末答申されました原爆被爆者対策基本問題懇談会の意見書に対して被爆者団体が激しい憤りを持って抗議をし、援護法の早期制定を目指して運動を展開している現状を厳粛に受けとめ、全野党共同提案である原子爆弾被爆者等援護法案を次期通常国会では政府提案として国会に提案できるくらいの積極的な姿勢で被爆者対策に取り組むべきであります。被爆者援護

法の制定こそは、わが国が世界に対し平和主義を表明するそのあかしであることを忘れてはならないと考えるものであります。

全被爆者の悲願は、国家補償に基づく被爆者援護法の制定と、再び被爆者をつくらないという平和の保障であることを重ねて強調し、私の討論を終わります。(拍手)

○山下委員長 浦井洋君。

○浦井委員 私は、日本共産党を代表して、まず、ただいま議題となっており、原爆被爆者に対する特別措置法の一部改正案に対し、賛成の討論を行います。

本改正案は、以前から要求されてきた原爆小頭症手当を創設しております。また医療特別手当の創設は現行の特別手当と医療手当を合併したにすぎませんが、これまで両手当にかけられていた所得制限を外した点は改善であります。健康管理手当など手当額の引き上げは、老齢福祉年金の引き上げの横並びで当然の改正であります。

以上の改正は現行法の一定の改善であり、わずかながらありますが現在よりよくなるものでありますから、わが党は本改正案に賛成をするものであります。

しかしながら、本改正案は、改善とは言え、それはほんの手直し程度のものにすぎず、被爆者や広範な国民が望んでおられる内容とは遠くかけ離れたものであり、被爆者と国民の願いを実現するためには、国家補償の立場に立った被爆者援護法の制定こそが必要であり、援護法の制定が今日緊急の課題となっていることをこの際強調しないわけにはまいりません。

被爆者援護法が必要とされるのは、第一に、広島、長崎に対するアメリカの原爆投下が明らかに国際法に違反をし、賠償責任があるのであります。日本政府が対米請求権を放棄したのでありますから、日本政府がアメリカにかわって被爆者に補償しなければならぬからであります。

第二には、無謀な太平洋戦争を開始、遂行した責任が日本政府にあり、原爆被災がまぎれもなく

この侵略戦争に起因していることは政府も認めざるを得ないところであります。さすれば、被爆者に対し国家補償を行う責務が日本政府にあることは理の当然であります。

第三は、原爆医療法が制定されるまでの戦後の最も困難な時期に、政府は被爆者を全く放置し、犠牲と苦しみを増大させたことであります。救える命を救わなかった事実に対し、政府は被爆者と遺族に対し率直にわび、その償いとして被爆者援護法を制定し、遺族に弔慰金と遺族年金を支給し、死没者の霊を慰めるべきであります。

そして最後に、法制定によって再び原爆の惨禍を繰り返さないあかしにしようとする被爆者の願いは、ライシャワー証言によってこれまで核兵器を積んだ米空母や巡洋艦が自由に日本に寄港していた事実が明らかにされた今日の状況の中で、すぐれて重要な意味を持っていることを強調したいのであります。

被爆者援護法は、野党六党が共同して提案をし、その法案の性格と内容は、先ほど先議動議を否決した自民党といえども、これを正面から否決することはできないものであります。戦後すでに三十六年を経て、多くの被爆者は高齢化しています。年老いた被爆者の生活と健康を守るためにも、また唯一の被爆国である日本が真に非核三原則を厳守する決意を内外に表明するためにも、被爆者援護法をいまだ制定しなければならぬとすべきであります。

政府・自民党がこうしたことを真剣に考え、被爆者援護法の制定をここで決意するよう強く要求して、私の討論を終わります。

○山下委員長 これにて討論は終局いたしました。

○山下委員長 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山下委員長 起立給員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○山下委員長 この際、今井勇君外六名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ及び社会民主連合七派共同提案に係る本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。森井忠良君。

○森井委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ及び社会民主連合を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 国家補償の精神に基づく原子爆弾被爆者等援護法の制定を求める声は、一層高まってきました。また、原爆被爆者対策基本問題懇談会の意見書も、被爆者の援護対策は、広い意味での国家補償の精神で行うべきであるとの立場をとっている。

政府は、原爆被害者が高齢化し、事態は緊急を要するものであるという認識に立ち、可及的速やかに現行法を検討して、これらの要望にこたえとともに、次の諸点についてその実現に努めるべきである。

一 医療特別手当については、所得制限が撤廃されたが、他の諸手当についても、被爆者の障害の実態に即して改善すること。

二 被爆者について、死没者調査が行われていないのは遺憾であるので、これを行うこと。

三 放射線影響研究所、広島大学原爆放射能医学研究所、科学技術庁放射線医学総合研究所

など研究調査機関相互の連携を強化するとともに、研究体制を整備充実し、その成果を被爆者対策に活用するよう、遺憾なきを期すこと。

四 放射線影響研究所の運営の改善、移転対策を進めるとともに、被爆者の健康管理と治療に、より役立てるため、原爆病院、財団法人原爆障害対策協議会との一体的運営が行えるよう検討すること。

五 原爆病院の整備改善を行い、病院財政の助成に十分配慮するとともに、その運営に当たっては、被爆者が必要とする医療を十分受けられるよう、万全の措置を講ずること。

六 被爆者に対する諸給付については、生活保護の収入認定からはすよう検討を進めること。

七 原爆症の認定については、被爆者の実情に即応するよう、制度と運営の改善を行うこと。

八 被爆者に対する家庭奉仕員制度を充実するとともに、相談業務の強化を図ること。

九 被爆者とその子及び孫に対する影響についての調査、研究及びその対策について十分配意し、二世の健康診断については、継続して行うとともに、その置かれている立場を理解して一層充実を図ること。

十 健康管理手当の認定については、制度の趣旨が生かされるよう地方自治体を指導すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○山下委員長 以上で趣旨説明は終わりました。採決いたします。

今井勇君外六名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山下委員長 起立総員。よって、本動議のとおり

り本案に附帯決議を付することに決しました。

○山下委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山下委員長 この際、厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。村山厚生大臣。

○村山国土務大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力をいたす所存であります。

○山下委員長 この際、連合審査会開会申し入れに関する件についてお諮りいたします。

法務委員会において審査中の内閣提出、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律案について、同委員会に対し連合審査会開会の申し入れを行いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、連合審査会を開きます場合の開会日時等につきましては、法務委員長と協議の上、追って公報をもってお知らせすることといたします。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時七分散会

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

社会保険労務士法の一部を改正する法律

社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 社会保険労務士試験(第八条―第十四条)」を「第二章 社会保険労務士試験(第二―第十四条)」とし、「第二章の二 登録(第十四条の二―第十四条の十三)」を「第二章の二 社会保険労務士業務(第十四条の二―第十四条の十三)」とし、「社会保険労務士業務」を「社会保険労務士の権利及び義務」に、「(第二―第十四条の二)」を「(第二―第十四条の二―第十四条の五)」に、「(第二―第十四条の二―第十四条の五)」を「(第二―第十四条の二―第十四条の五)」に、「(第二―第十四条の五)」を「(第二―第十四条の五)」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。
(社会保険労務士の職務)

第一条の二 社会保険労務士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

第二条の見出しを「(社会保険労務士の業務)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

第二号第一項第一号中「書類」の下に「(以下「申請書等」という。)」を加え、同項第一号の二中「事業主、使用者その他の事業者が提出すべき前号に規定する書類」を「申請書等」に改める。

第三号第一項中「該当する者」を「該当する者であつて、労働社会保険諸法令に関する主務省令で定める事務に従事した期間が通算して二年以上になるもの又は主務大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めるもの」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条各号列記以外の部分を次のように改める。

にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有しない。

第五条第五号中「二年」を「三年」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「二年」を「三年」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第二―第十五条第一項の規定による免許の取消しの処分」を「懲戒処分により社会保険労務士の失格処分」に、「(処分の日から二年)」を「(処分を受けた日から三年)」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 破産者で復権を得ないもの

七 第十四条の九第一項の規定により登録の取消しの処分を受けた者で、その処分を受けた日から三年を経過しないもの

八 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から三年を経過しない者

九 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士若しくは会計士補の登録のまつ消の処分を受け、税理士の業務を禁止され又は行政書士の業務を禁止された者で、これらの処分を受けた日から三年を経過しないもの

第六条及び第七条を次のように改める。

第六条及び第七条 削除

第二章の二 登録

第十四条の二 社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となるには、社会保険労務士名簿に、氏名、生年月日、住所その他主務省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 他人の求めに応じ報酬を得て、第二条に規定する事務を業として行おうとする社会保険労務士は、事務所を定めて、あらかじめ、社会保険労務士名簿に、前項に規定する事項のほか、事務所の名称、所在地その他主務省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(社会保険労務士名簿)

第十四条の三 社会保険労務士名簿は、全国社会保険労務士会連合会に備える。

2 社会保険労務士名簿の登録は、全国社会保険労務士会連合会が行う。

(変更登録)

第十四条の四 社会保険労務士は、社会保険労務士名簿に登録を受けた事項に変更が生じたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。

(登録の申請)

第十四条の五 第十四条の二第一項の規定による登録を受けようとする者は、同項に規定する事項その他主務省令で定める事項を記載した登録申請書を、社会保険労務士となる資格を有することを証する書類を添付の上、主務省令で定める社会保険労務士会を経由して、全国社会保険労務士会連合会に提出しなければならない。

(登録に関する決定)

第十四条の六 全国社会保険労務士会連合会は、前条の規定による登録の申請を受けた場合においては、当該申請者が社会保険労務士となる資格を有し、かつ、次条各号に該当しない者であると認めるときは、遅滞なく、社会保険労務士名簿に登録し、当該申請者が社会保険労務士となる資格を有せず、又は同条各号の一に該当する者であると認めるときは登録を拒否しなければならない。登録を拒否しようとする場合においては、第二十五条の十六に規定する資格審査会の議決に基づいてしなければならない。

2 全国社会保険労務士会連合会は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

3 全国社会保険労務士会連合会は、第一項の規定により社会保険労務士名簿に登録したときは当該申請者に社会保険労務士証票を交付し、同項の規定により登録を拒否したときはその理由

を付記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(登録拒否事由)

第十四条の七 次の各号の一に該当する者は、社会保険労務士の登録を受けることができない。

一 懲戒処分により、弁護士、公認会計士、会計士補、税理士又は行政書士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの
二 心身の故障により社会保険労務士の業務を行うことができない者
三 社会保険労務士の信用又は品位を害するおそれがある者その他社会保険労務士の職責に照らし社会保険労務士としての適格性を欠く者

(審査請求)

第十四条の八 第十四条の六第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、主務大臣に対して行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

2 第十四条の五の規定により登録の申請をした者は、申請を行った日から三月を経過してもならぬの処分がなされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、主務大臣に対して前項の審査請求をすることができる。この場合においては、審査請求のあつた日に、全国社会保険労務士会連合会が第十四条の六第一項の規定により当該登録を拒否したものとみなす。

3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、主務大臣は、全国社会保険労務士会連合会に対し相当の処分をすべき旨を命じなければならない。

(登録の取消)

第十四条の九 全国社会保険労務士会連合会は、社会保険労務士の登録を受けた者が、登録を受ける資格に関する重要事項について、告知せず又は不実の告知を行つて当該登録を受けたことが判明したときは、第二十五条の十六に規定する資格審査会の議決に基づき、当該登録を取り

消することができる。

2 全国社会保険労務士会連合会は、前項の規定により登録を取り消したときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

3 前条第一項及び第三項の規定は、第一項の規定により登録を取り消された者において当該処分不服がある場合に準用する。

(登録のまつ消)

第十四条の十 全国社会保険労務士会連合会は、社会保険労務士が次の各号の一に該当したときは、遅滞なく、その登録をまつ消しなければならない。

一 登録のまつ消の申請があつたとき。
二 死亡したとき。
三 前条第一項の規定による登録の取消しの処分を受けたとき。
四 前号に規定するもののほか、第五条第二号から第六号まで、第八号及び第九号の一に該当することとなつたことその他の理由により社会保険労務士となる資格を有しないこととなつたとき。

2 社会保険労務士が前項第二号又は第四号に該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、その旨を全国社会保険労務士会連合会に届け出なければならない。

(登録の公告)
第十四条の十一 全国社会保険労務士会連合会は、第十四条の六第一項の規定による登録をしたとき、及び前条第一項の規定により登録をまつ消したときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

(社会保険労務士証票の返還)
第十四条の十二 社会保険労務士の登録がまつ消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、社会保険労務士証票を全国社会保険労務士会連合会に返還しなければならない。社会保険労務士が第二十五条の二又は

は第二十五条の三の規定により業務の停止の処分を受けた場合においても、また同様とする。

2 全国社会保険労務士会連合会は、前項後段の規定に該当する社会保険労務士が、当該処分に係る業務を行うことができることとなつたときは、その申請により、社会保険労務士証票をその者に再交付しなければならない。

(登録の細目)

第十四条の十三 この章に規定するもののほか、登録の手続、社会保険労務士名簿、登録のまつ消、社会保険労務士証票その他登録に関して必要な事項は、主務省令で定める。

「第三章 社会保険労務士業」を「第三章 社会保険労務士の権利及び義務」に改める。
第十五条及び第十六条を削り、第十七条中「社会保険労務士業を行なう」を削り、同条を第十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(信用失墜行為の禁止)
第十六条 社会保険労務士は、社会保険労務士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(審査事項等を記載した書面の添付等)
第十七条 社会保険労務士会の会員である社会保険労務士(以下「会員社会保険労務士」という)は、申請書等(主務省令で定めるものに限る)を作成した場合には、主務省令で定めるところにより、当該申請書等の作成の基礎となつた事項を、書面に記載して当該書面を当該申請書等に添付し、又は当該申請書等に付記することができる。

2 会員社会保険労務士は、申請書等(主務省令で定めるものに限る)で他人の作成したものにつき相談を受けてこれを審査した場合において、当該申請書等が労働社会保険諸法令に従つて作成されていると認めるときは、主務省令で定めるところにより、その審査した事項及び当該申請書等が労働社会保険諸法令の規定に従つて作成されている旨を、書面に記載して当該書面を当該申請書等に添付し、又は当該申請書等

に付記することができる。

3 会員社会保険労務士は、前二項の規定による添付又は付記をしたときは、当該添付書面又は当該付記の末尾に会員社会保険労務士である旨を付記した上、記名押印しなければならない。第十八条を次のように改める。

(事務所)

第十八条 他人の求めに応じ報酬を得て、第二条に規定する事務を業として行う社会保険労務士(以下「開業社会保険労務士」という。)は、その業務を行うための事務所を二以上設けてはならない。ただし、特に必要がある場合において主務大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

第十九条及び第二十条中「社会保険労務士業を行なう社会保険労務士」を「開業社会保険労務士」に改める。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十二條中「社会保険労務士業を行なう社会保険労務士」を「開業社会保険労務士」に、「場合において、」を「後においても、また」に改める。

第二十三條中「社会保険労務士業を行なう社会保険労務士」を「開業社会保険労務士」に改める。

第二十四條第一項中「社会保険労務士業を行なう社会保険労務士」を「開業社会保険労務士」に、「当該社会保険労務士」を「当該開業社会保険労務士」に改める。

第二十五条を次のように改める。

(懲戒の種類)

第二十五条 社会保険労務士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

- 一 戒告
 - 二 一年以内の開業社会保険労務士の業務の停止
 - 三 失格処分(社会保険労務士の資格を失わせる処分をいう。以下同じ。)
- 第二十五条の十二の見出しを「(一般的監督)」に改め、同条第一項中「必要があると認めるときは、これらに対し、必要な報告を求めることができる」と「必要があるときは、これらの団体から報告を徴し、その行う業務について勧告し、又は当該職員をしてこれらの団体の業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる」に改め、同条第二項を次のように改め、同条を第二十五条の二十一とする。

2 前項の規定による報告の徴収又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十五条の十一を第二十五条の十九とし、同条の次に次の一条を加える。

(総会の決議の取消し及び役員解任)

第二十五条の二十 主務大臣は、社会保険労務士会又は連合会の総会の決議又は役員行為が法令又はその社会保険労務士会若しくは連合会の会則に違反し、その他公益を害するときは、総会の決議についてはこれを取り消すべきことを命じ、役員についてはこれを解任すべきことを命ずることができる。

第二十五条の十中「第二十五条の二第三項及び第四項、第二十五条の三第二項、第二十五条の四並びに第二十五条の五」を「第二十五条の六第三項及び第四項、第二十五条の七第二項、第二十五条の十並びに第二十五条の十一」に改め、同条を第二十五条の十八とする。

第二十五条の九を第二十五条の十七とする。

第二十五条の八第一号中「第二十五条の三第一項第一号及び第三号から第七号まで」を「第二十五条の七第一項第一号、第三号から第五号まで、第六号及び第七号」に改め、同条第二号を同条第六号とし、同条第一号の次に次の四号を加え、同条を第二十五条の十四とする。

二 社会保険労務士の登録に関する規定

三 資格審査会に関する規定

四 社会保険労務士の研修に関する規定

五 開業社会保険労務士の受ける報酬の基準に関する規定

第二十五条の十四の次に次の二条を加える。

(連合会の会則を守る義務)

第二十五条の十五 会員社会保険労務士及び社会保険労務士会は、連合会の会則を守らなければならない。

(資格審査会)

第二十五条の十六 連合会に、資格審査会を置く。

2 資格審査会は、連合会の請求により、第十四条の六第一項の規定による登録の拒否及び第十四条の九第一項の規定による登録の取消しについて必要な審査を行うものとする。

3 資格審査会は、会長及び委員六名をもって組織する。

4 会長は、連合会の会長をもつてこれに充てらる。

5 委員は、会長が、主務大臣の承認を受けて、社会保険労務士、労働又は社会保険の行政事務に従事する職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十五条の七第一項中「連合会」というのを「設立することができる」とこの章において「連合会」というのを「設立しなければならない」に改め、同条第二項中「事務」の下に「並びに社会保険労務士の登録に関する事務」を加え、同条を第二十五条の十三とする。

第二十五条の四から第二十五条の六までを六条ずつ繰り下げ、第二十五条の三第一項第五号の次に次の二号を加え、同条を第二十五条の七とする。

定めるところにより社会保険労務士会に入会届を提出した時から、当該社会保険労務士会の会員となる。

2 社会保険労務士は、退会届を提出したとき、会員たる資格を喪失したとき、又は第十四条の十第一項各号の一に該当することとなつたときは、所属社会保険労務士会を退会する。

(会則を守る義務)

第二十五条の九 社会保険労務士は、所属社会保険労務士会の会則を守らなければならない。

第二十五条の二第一項中「設立することができる」と「を」を「設立しなければならない」に改め、同条を第二十五条の六とする。

第四章中第二十五条の次に次の四条を加える。

(不正行為の指示等を行つた場合の懲戒)

第二十五条の二 主務大臣は、社会保険労務士が、故意に、真正の事実を反して申請書等を作成したとき、又は第十五条の規定に違反する行為をしたときは、一年以内の開業社会保険労務士の業務の停止又は失格処分の処分をすることができる。

2 主務大臣は、社会保険労務士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は一年以内の開業社会保険労務士の業務の停止の処分をすることができる。

(一般の懲戒)

第二十五条の三 主務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、社会保険労務士が、第七条第一項若しくは第二項の規定により添付する書面若しくは同条第一項若しくは第二項の規定による付記に虚偽の記載をしたとき、この法律及びこれに基づく命令若しくは労働社会保険諸法令の規定に違反したとき、又は社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、第二十五条に規定する懲戒処分をすることができる。

(懲戒の手続等)

第二十五条の四 主務大臣は、前二条の規定による懲戒処分をしようとするときは、当該社会保

定めるところにより社会保険労務士会に入会届を提出した時から、当該社会保険労務士会の会員となる。

2 社会保険労務士は、退会届を提出したとき、会員たる資格を喪失したとき、又は第十四条の十第一項各号の一に該当することとなつたときは、所属社会保険労務士会を退会する。

(会則を守る義務)

第二十五条の九 社会保険労務士は、所属社会保険労務士会の会則を守らなければならない。

第二十五条の二第一項中「設立することができる」と「を」を「設立しなければならない」に改め、同条を第二十五条の六とする。

第四章中第二十五条の次に次の四条を加える。

(不正行為の指示等を行つた場合の懲戒)

第二十五条の二 主務大臣は、社会保険労務士が、故意に、真正の事実を反して申請書等を作成したとき、又は第十五条の規定に違反する行為をしたときは、一年以内の開業社会保険労務士の業務の停止又は失格処分の処分をすることができる。

2 主務大臣は、社会保険労務士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は一年以内の開業社会保険労務士の業務の停止の処分をすることができる。

(一般の懲戒)

第二十五条の三 主務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、社会保険労務士が、第七条第一項若しくは第二項の規定により添付する書面若しくは同条第一項若しくは第二項の規定による付記に虚偽の記載をしたとき、この法律及びこれに基づく命令若しくは労働社会保険諸法令の規定に違反したとき、又は社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、第二十五条に規定する懲戒処分をすることができる。

(懲戒の手続等)

第二十五条の四 主務大臣は、前二条の規定による懲戒処分をしようとするときは、当該社会保

定めるところにより社会保険労務士会に入会届を提出した時から、当該社会保険労務士会の会員となる。

2 社会保険労務士は、退会届を提出したとき、会員たる資格を喪失したとき、又は第十四条の十第一項各号の一に該当することとなつたときは、所属社会保険労務士会を退会する。

(会則を守る義務)

第二十五条の九 社会保険労務士は、所属社会保険労務士会の会則を守らなければならない。

第二十五条の二第一項中「設立することができる」と「を」を「設立しなければならない」に改め、同条を第二十五条の六とする。

第四章中第二十五条の次に次の四条を加える。

(不正行為の指示等を行つた場合の懲戒)

第二十五条の二 主務大臣は、社会保険労務士が、故意に、真正の事実を反して申請書等を作成したとき、又は第十五条の規定に違反する行為をしたときは、一年以内の開業社会保険労務士の業務の停止又は失格処分の処分をすることができる。

2 主務大臣は、社会保険労務士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は一年以内の開業社会保険労務士の業務の停止の処分をすることができる。

(一般の懲戒)

第二十五条の三 主務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、社会保険労務士が、第七条第一項若しくは第二項の規定により添付する書面若しくは同条第一項若しくは第二項の規定による付記に虚偽の記載をしたとき、この法律及びこれに基づく命令若しくは労働社会保険諸法令の規定に違反したとき、又は社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、第二十五条に規定する懲戒処分をすることができる。

(懲戒の手続等)

第二十五条の四 主務大臣は、前二条の規定による懲戒処分をしようとするときは、当該社会保

定めるところにより社会保険労務士会に入会届を提出した時から、当該社会保険労務士会の会員となる。

2 社会保険労務士は、退会届を提出したとき、会員たる資格を喪失したとき、又は第十四条の十第一項各号の一に該当することとなつたときは、所属社会保険労務士会を退会する。

(会則を守る義務)

第二十五条の九 社会保険労務士は、所属社会保険労務士会の会則を守らなければならない。

第二十五条の二第一項中「設立することができる」と「を」を「設立しなければならない」に改め、同条を第二十五条の六とする。

第四章中第二十五条の次に次の四条を加える。

(不正行為の指示等を行つた場合の懲戒)

第二十五条の二 主務大臣は、社会保険労務士が、故意に、真正の事実を反して申請書等を作成したとき、又は第十五条の規定に違反する行為をしたときは、一年以内の開業社会保険労務士の業務の停止又は失格処分の処分をすることができる。

2 主務大臣は、社会保険労務士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は一年以内の開業社会保険労務士の業務の停止の処分をすることができる。

(一般の懲戒)

第二十五条の三 主務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、社会保険労務士が、第七条第一項若しくは第二項の規定により添付する書面若しくは同条第一項若しくは第二項の規定による付記に虚偽の記載をしたとき、この法律及びこれに基づく命令若しくは労働社会保険諸法令の規定に違反したとき、又は社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、第二十五条に規定する懲戒処分をすることができる。

(懲戒の手続等)

第二十五条の四 主務大臣は、前二条の規定による懲戒処分をしようとするときは、当該社会保

労働者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の場合において、主務大臣は、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を、その期日の一週間前までに、当該社会保険労働者に通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。この場合において、当該社会保険労働者の所在が不明であるときは、当該通知に代えて公示の方法によつてすることができる。

3 聴聞においては、当該社会保険労働者又はその代理人は、説明をし、かつ、証拠を提出することができる。

4 主務大臣は、当該社会保険労働者又はその代理人が正当な理由がなくて聴聞の期日に出頭しないときは、聴聞を行わないで、前二条の規定による懲戒処分をすることができる。

(懲戒処分の公告)

第二十五条の五 主務大臣は、第二十五条の二又は第二十五条の三の規定により懲戒処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

第二十六条に次の一項を加える。

2 社会保険労働者又は全国社会保険労働者連合会でない団体は、社会保険労働者若しくは全国社会保険労働者連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

第二十七条の見出しを「(業務の制限)」に改め、同条中「社会保険労働者」を「社会保険労働者」に、「第二十一条」を「第二十一条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(開業社会保険労働者の使用人等の秘密を守る義務)

第二十七条の二 開業社会保険労働者の使用人その他の従業者は、正当な理由がなくて、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。開業社会保険労働者の使用人その他の従業者でなくなつた後においても、

また同様とする。

第三十二条第一項中「五万円」を「十万円」に改め、同項第一号中「又は不正の事実に基づいて」を「その他不正の手段により」に、「免許」を「登録」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第二十二条」の下に「又は第二十七条の二」を加え、同項を同項第二号とし、同項第四号中「第二十五条第一項」を「第二十五条の二又は第二十五条の三に、「停止命令」を「停止の処分」に改め、同項を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第二号中「第三号」を「第二号」に改め、同項を第三十二条の二とする。

第六章第三十二条の二の次に次の一条を加える。

第三十二条 第十五条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十三条中「三万円」を「五万円」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号を同条第一号とし、同条第四号を同条第二号とし、同条第五号中「又は第二十五条の二」を削り、「又は第二十四条第一項」を「同項」に、「若しくは質問」を「又は同項の規定による質問」に改め、同項を同条第三号とし、同条の次に次の一号を加える。

四 第二十五条の二の第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十三条第六号中「第二十六条」の下に「第一項又は第二項」を加え、同項を同条第五号とする。

第三十四条中「第三十二条第一項第五号又は前条第二号若しくは第五号」を「第三十二条の二第一項第四号又は前条第三号から第五号まで」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第十一条関係)

番号	免除科目	免除資格者
一	労働基準法及び労働安全衛生法	1 司法試験第二次試験に合格した者で労働法を選択したもの 2 国又は地方公共団体の公務員として労働者の所掌に属する労働社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者 3 国家公務員として労働基準法、労働者災害補償保険法又は労働安全衛生法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者 4 主務大臣が、労働基準法及び労働安全衛生法についてこの号の1から3までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者
二	労働者災害補償保険法	1 国又は地方公共団体の公務員として厚生省の所掌に属する労働社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者(次号1及び第四号1に掲げる者に該当する者として雇用保険法及び労働保険の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く) 2 国又は地方公共団体の公務員として労働者の所掌に属する労働社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者 3 労働者若しくは社会保険に関する法令に関する主務省令で定める事務(以下「労働社会保険法令事務」という。)を行う主務大臣が指定する団体の役員若しくは従業者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者又は社会保険労働者の補助者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者で、主務省令で定める基準に適合するものとして主務大臣が指定した全国社会保険労働者連合会が行う講習を修了したもの(次号3及び第四号3に掲げる者に該当する者として雇用保険法及び労働保険の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く) 4 国家公務員として労働基準法又は労働者災害補償保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者 5 労働者災害補償保険審査官の職にあつた期間が通算して五年以上になる者 6 主務大臣が、労働者災害補償保険法についてこの号の1から5までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

四 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	三 雇用保険法
1 国又は地方公共団体の公務員として厚生省の所掌に属する労働社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者（第二号1及び前号1に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） 2 国又は地方公共団体の公務員として労働省の所掌に属する労働社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者 3 労働社会保険法令事務を行う主務大臣が指定する団体の役員若しくは従業者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者又は社会保険労務士の補助者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者で、主務省令で定める基準に適合するものとして主務大臣が指定した全国社会保険労務士会連合会が行う講習を修了したものの（前号3及び次号3に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） 4 国又は地方公共団体の公務員として雇用保険法又は職業安定法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者 5 雇用保険審査官の職にあつた期間が通算して五年以上になる者 6 主務大臣が、雇用保険法についてこの号の1から5までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者	1 国又は地方公共団体の公務員として厚生省の所掌に属する労働社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者（前号1及び次号1に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） 2 国又は地方公共団体の公務員として労働省の所掌に属する労働社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者 3 労働社会保険法令事務を行う主務大臣が指定する団体の役員若しくは従業者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者又は社会保険労務士の補助者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者で、主務省令で定める基準に適合するものとして主務大臣が指定した全国社会保険労務士会連合会が行う講習を修了したものの（前号3及び次号3に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） 4 国又は地方公共団体の公務員として雇用保険法又は職業安定法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者 5 雇用保険審査官の職にあつた期間が通算して五年以上になる者 6 主務大臣が、雇用保険法についてこの号の1から5までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者
六 厚生年金保険法 1 国又は地方公共団体の公務員として厚生省の所掌に属する労働社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者（次号2に掲げる者に該当する者として国民年金法及び通算年金通則法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） 2 国又は地方公共団体の公務員として労働省の所掌に属する労働社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者（次号2に掲げる者に該当する者として国民年金法及び通算年金通則法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） 3 労働社会保険法令事務を行う主務大臣が指定する団体の役員若しくは従業者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者又は社会保険労務士の補助者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者で、主務省令で定める基準に適合するものとして主務大臣が指定した全国社会保険労務士会連合会が行う講習を修了したものの（次号3に掲げる者に該当する者として国民年金法及び通算年金通則法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） 4 国又は地方公共団体の公務員として厚生年金保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者	五 健康保険法及び日雇労働者健康保険法 1 国又は地方公共団体の公務員として厚生省の所掌に属する労働社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者 2 国又は地方公共団体の公務員として健康保険法又は日雇労働者健康保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者 3 社会保険審査官の職にあつた期間が通算して五年以上になる者 4 主務大臣が、健康保険法及び日雇労働者健康保険法についてこの号の1から3までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者 5 主務大臣が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律についてこの号の1から4までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者 したものの（第二号3及び前号3に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び雇用保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） 4 国又は地方公共団体の公務員として労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者

八 労働及び社会保 険に関する一般 常識	1 労働社会保険法令事務を行う主務大臣が指定する団体の役員若しくは従業者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者又は社会保険労務士の補助者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者で、主務省令で定める基準に適合するものとして主務大臣が指定した全国社会保険労務士会連合会が行う講習を修了したもの 2 国又は地方公共団体の公務員として厚生省又は労働省の所掌事務に属する行政事務に従事した期間が通算して十年以上になる者	七 国民年金法及び 通算年金通則法	1 国又は地方公共団体の公務員として厚生省の所掌に属する労働社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者 2 国又は地方公共団体の公務員として労働省の所掌に属する労働社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者（前号2に掲げる者に該当する者として厚生年金保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く） 3 労働社会保険法令事務を行う主務大臣が指定する団体の役員若しくは従業者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者又は社会保険労務士の補助者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者で、主務省令で定める基準に適合するものとして主務大臣が指定した全国社会保険労務士会連合会が行う講習を修了したもの（前号3に掲げる者に該当する者として厚生年金保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く） 4 国又は地方公共団体の公務員として通算年金通則法に規定する公的年金各法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者 5 社会保険審査官の職にあつた期間が通算して五年以上になる者 6 主務大臣が、国民年金法及び通算年金通則法についてこの号の1から5までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者		務に従事した期間が通算して十年以上になる者 5 社会保険審査官の職にあつた期間が通算して五年以上になる者 6 主務大臣が、厚生年金保険法についてこの号の1から5までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者 1 国又は地方公共団体の公務員として厚生省の所掌に属する労働社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者 2 国又は地方公共団体の公務員として労働省の所掌に属する労働社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者（前号2に掲げる者に該当する者として厚生年金保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く） 3 労働社会保険法令事務を行う主務大臣が指定する団体の役員若しくは従業者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者又は社会保険労務士の補助者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者で、主務省令で定める基準に適合するものとして主務大臣が指定した全国社会保険労務士会連合会が行う講習を修了したもの（前号3に掲げる者に該当する者として厚生年金保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く） 4 国又は地方公共団体の公務員として通算年金通則法に規定する公的年金各法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者 5 社会保険審査官の職にあつた期間が通算して五年以上になる者 6 主務大臣が、国民年金法及び通算年金通則法についてこの号の1から5までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者
-------------------------------	---	-------------------------	---	--	---

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (資格の特例) 第二条 この法律の施行の際現に改正前の社会保険労務士法（以下「旧法」という。）第三条に規定する社会保険労務士となる資格を有する者は、改正後の社会保険労務士法（以下「新法」という。）第三条に規定する社会保険労務士となる資格を有するものとみなす。 (欠格事由に関する経過措置) 第三条 新法第五条第三号の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に破産の宣告を受けた者について適用する。 第四条 新法第五条第五号及び第六号の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する刑に処せられた者について適用し、施行日前に旧法第五条第四号又は第五号の規定に規定する刑に処せられた者の当該刑に係る欠格事由については、なお従前の例による。 第五条 新法第五条第八号及び第九号の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する処分を受けた者について適用する。 第六条 施行日前に旧法第五条第三号に規定する処分を受けた者の当該処分に係る欠格事由については、なお従前の例による。 (社会保険労務士会等に関する経過措置) 第七条 この法律の施行の際現に旧法第二十五条の二第一項又は第二十五条の七第一項の規定により設立されている社会保険労務士会又は全国社会保険労務士会連合会は、それぞれ、新法第二十五条の六第一項又は第二十五条の十三第一項の規定により設立された社会保険労務士会又は	3 主務大臣が、労働及び社会保険についてこの号の1及び2に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者	は全国社会保険労務士会連合会（以下附則第二十三条を除き「連合会」という。）とみなす。 (従前の会則に関する経過措置) 第八条 この法律の施行の際現に旧法第二十五条の二第一項又は第二十五条の七第一項の規定による認可を受けている社会保険労務士会の会則又は全国社会保険労務士会連合会の会則は、それぞれ新法第二十五条の六第一項又は第二十五条の十三第一項の規定による認可を受けた社会保険労務士会の会則又は連合会の会則とみなす。 (従前の社会保険労務士に関する経過措置) 第九条 この法律の施行の際現に旧法第十六条の社会保険労務士業を行う社会保険労務士である者で同法の社会保険労務士会の会員であるものは、施行日から起算して一年間（附則第十五条の規定により登録が行われるまで）（登録前に、新法第五条第二号から第九号までの一に該当することとなるとき、又は懲戒処分として社会保険労務士の失格処分が行われるときは、そのときまで）の間に限り、新法の社会保険労務士会の会員である同法第十八条の開業社会保険労務士とみなす。 第十条 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項の免許を受けている者（前条の規定により同条に規定する開業社会保険労務士とみなされた者を除く）は、施行日から起算して一年間附則第十五条の規定により登録が行われるまで（登録前に、新法第五条第二号から第九号までの一に該当することとなるとき、又は懲戒処分として社会保険労務士の失格処分が行われるときは、そのときまで）の間に限り、新法の社会保険労務士とみなす。 第十一条 前二条に規定する者には、虚偽若しくは不正の事実に基づいて旧法第四条第一項の免
--	---	--

許を受けた者又はこの法律の施行の際旧法第五条第二号、第四号若しくは第五号に該当する者は含まれないものとする。

第十二条 附則第十条の規定により新法の社会保険労働士とみなされた者でこの法律の施行の際現に旧法第十六条の社会保険労働士業を行う社会保険労働士であるものは、附則第十条の規定により新法の社会保険労働士とみなされる間は、同法第二十七条の規定にかかわらず、他人の求めに応じ報酬を得て、旧法第二条第一項第一号から第二号までに掲げる事務を業として行うことができる。

第十三条 附則第九条の規定により同条に規定する開業社会保険労働士とみなされた者は、施行日から起算して一年以内に連合会に対し、氏名、生年月日、住所、免許証番号、事務所の名称、所在地その他主務省令で定める事項を記載した書面を提出しなければならない。

第十四条 附則第十条の規定により新法の社会保険労働士とみなされた者は、施行日から起算して一年以内に連合会に対し、氏名、生年月日、住所、免許証番号その他主務省令で定める事項を記載した書面を提出しなければならない。

第十五条 連合会は、前二条の規定により書面が提出されたときは、社会保険労働士名簿に登録しなければならない。

第十六条 連合会は、社会保険労働士が前条の規定による登録前に虚偽若しくは不正の事実に基づいて旧法第四条第一項の免許を受けた者であることが判明したとき、又は同法第五条第二号、第四号若しくは第五号に該当していたことが判明したときは、遅滞なく、その登録をまつ消しなければならない。

第十七条 連合会は、附則第十五条の規定による登録をしたとき、及び前条の規定により登録をまつ消したときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

第十八条 前三条に規定するもののほか、附則第十五条の規定による登録に関して必要な事項

は、主務省令で定める。

(懲戒に関する経過措置)

第十九条 この法律の施行前にした行為に対する懲戒に関する規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、旧法第二十五条第一項中「免許を取り消す」とあるのは「失格処分をする」と、同条第二項及び第五項中「免許の取消し」とあるのは「失格処分」とする。

第二十条 旧法第二十五条第一項又は前条の規定により従前の例によることとされる同条同項の規定による業務の停止命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(団体の名称使用に関する経過措置)

第二十三条 この法律の施行の際現に社会保険労働士会若しくは全国社会保険労働士会連合会又はこれらに類似する名称を用いている団体は、施行日から起算して六月間は、新法第二十六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の名称を用いることができる。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十四条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第六十二号の八中「及び社会保険労働士の免許」を削り、「行ない」を「行い」に、「並びに社会保険労働士の免許の取消し」を「及び社会保険労働士の失格処分」に、「社会保険労働士業」を「開業社会保険労働士の業務」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第二十五条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第十三号の二を次のように改める。

十三の二 社会保険労働士法(昭和四十三年法律第八十九号)に基づいて、社会保険労働士試験を行い、及び社会保険労働士の懲戒処分をすること。

(税理士法の一部改正)

第二十六条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条第九号中「免許の取消し」を「失格処分」に改める。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 前条の規定による改正後の税理士法第四十条第九号の規定の適用については、旧法の規定による免許の取消しの処分は、社会保険労働士の失格処分の処分とみなす。

(登録免許税法の一部改正)

第二十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号中「若しくは免許」及び「免許」を削り、同号七の二中「第四条第一項(免許)の社会保険労働士の免許」を「第十四条の二第一項(登録)の社会保険労働士の登録」に、「免許件数」を「登録件数」に改める。

理由

社会保険労働士制度の実情等に顧み、その整備充実を図るため、社会保険労働士の免許制を全国社会保険労働士会連合会による登録制に改めるとともに、社会保険労働士の職責、資格及び権利義務、社会保険労働士会等について所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。